

## 敷地内禁煙の達成について

筑波大学 環境安全管理室

中村修

2019年施行の健康増進法により、大学は原則敷地内禁煙が義務付けられた。本学では法施行時に25か所あった喫煙室の大半を撤去したが、大学病院設置の屋内喫煙所だけは残った。法的要件を満たさず、周辺への受動喫煙リスクが高いにもかかわらず、病院側の強硬な抵抗と「政治的判断」により「一時的利用」が5年間続いた。この喫煙所はキャンパスで最も人通りが多い場所にあり、違法性と象徴性の両面で本学の禁煙方針を踏みにじる存在だった（図1）。

撤去に向けた交渉は当初平行線で、担当者や意思決定者が交代するたびにリスクを説明し続けた。粘り強い説得の末、2025年8月に学内合意が形成され、当該喫煙所は閉鎖された。これにより本学は全面禁煙を達成した。

本発表では、違法喫煙所が残存した背景、撤去に至るまでの「政治的摩擦」、そして敷地内禁煙達成の意味について率直に報告する。



図1 最後まで残った屋内喫煙所（一番右の扉）